

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会役員・評議員及び各種委員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員・評議員及び各種委員の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

（役員・評議員及び各種委員）

第2条 この規程において、役員とは、本会理事及び監事をいう。

2 この規程において、評議員とは、本会評議員をいう。

3 この規程において、各種委員とは、別表第1に定める委員会の委員をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員の報酬等は、勤務形態に応じて、次のとおり支給する。

（1）役員については、別表第2に定めるとおり報酬を支給する。ただし、役員と職員を兼任する場合は支給しない。

（2）役員には、勤務の実態に応じて、交通費を支払うことができる。

（3）役員が職務のため出張したときは、別に定める本会旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。

2 常務理事については、前項第1号の規定に関わらず、別に定める本会給与規程に基づき支給する。

（1）常務理事には、勤務の実情に応じて、給与、通勤手当及び退職手当を支給することができる。なお、給与の基準は、会長が別に定める。

（2）退職手当については、社会福祉施設職員退職手当共済制度（独立行政法人福祉医療機構）に定める算式により算出される額とする。

3 評議員及び各種委員については、別表第2に定めるとおり日当を支給する。

ただし、各種委員のうち、専門性の高い資格等を有する者については、報酬を支給することができるものとし、報酬額については会長が別に定める。

（交通費等）

第4条 役員及び評議員が、本会の求めに応じて会議に出席した場合は、会議開催場所までの距離が片道2キロメートル以上の者に対し、公共交通機関料金を基本として実費を支給する。

2 会長及び常務理事には、前号の規定に関わらず、別に定める本会給与規程または、雇用契約職員に関する細則に基づき、通勤手当を支給することができる。

3 会長及び常務理事は、月の初日から末日までの間に勤務した日がない場合は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給時期は、勤務形態に応じて、次のとおり支給する。

(1) 会長及び常務理事を除く役員、評議員、並びに各種委員は、会議1回につき、支給する。

(2) 会長は、月の初日から末日までの勤務実態により、本会雇用契約職員に関する細則第31条第1項に準ずる翌月15日に支給する。

(3) 常務理事は、本会給与規程に基づき支給する。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みまたは現金で支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び立替金、積立金等を控除して支給する。

4 月額報酬は、月の初日から末日までの間に勤務した日がない場合は、支給しない。

5 その他定めのない事項は、本会給与規程または雇用契約職員に関する細則に準ずるものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年5月27日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 15 日から施行し、改正後の社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会役員・評議員及び各種委員の報酬等に関する規程の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

委員会

- (1) 評議員選任・解任委員会
- (2) 地域福祉委員会
- (3) 在宅福祉サービス委員会
- (4) 第三者委員会
- (5) ボランティアセンター運営委員会
- (6) ボランティア基金運営委員会
- (7) 福祉基金管理運営委員会
- (8) 生活福祉資金調査委員会
- (9) 法人後見運営委員会
- (10) 権利擁護センター運営協議会
- (11) その他会長が必要と認める委員会

別表第 2（第 3 条関係）

役員の報酬

- | | |
|---------|-------------|
| (1) 会 長 | 月額 40,000 円 |
| (2) 副会長 | 日額 4,500 円 |
| (3) 理 事 | 日額 4,000 円 |
| (4) 監 事 | 日額 4,000 円 |

評議員及び各種委員の日当

(1) 評議員 日額 2,500 円

(2) 法人後見運営委員会及び権利擁護センター運営協議会委員 日額 6,400 円

(3) 各種委員 日額 2,500 円